

# 令和3年度第6回

## 東北町農業委員会総会議事録

期日 令和3年9月13日

場所 コミュニティセンター未来館  
2階 集会室

令和3年度第6回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 コミュニティセンター未来館 2階 集会室

2. 開会日時 令和3年9月13日(火) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和3年9月13日(火) 午後2時12分

4. 出席農業委員(14名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 乙部繁作  | 3番  | 大坂實   |
| 4番  | 岡山敬一  | 5番  | 木村豊三郎 |
| 6番  | 小野寺正八 | 7番  | 甲地武彦  |
| 8番  | 蛭名修二  | 9番  | 甲地俊隆  |
| 10番 | 蛭沢清子  | 11番 | 沼尾京子  |
| 12番 | 蛭名勲   | 13番 | 米内山隆博 |
| 14番 | 沼尾幸一  | 15番 | 久保田正一 |

5. 欠席農業委員(1名)

2番 竹内勝子

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

|    |       |    |      |
|----|-------|----|------|
| 栄沼 | 鶴ヶ崎勝也 | 旭  | 笹倉隆悦 |
| 表町 | 山田昭二  | 千曳 | 藤井久  |

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

徳万才 佐々木祐輔

## 8. 会議に付した案件

- 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第23号 東北町農用地利用集積計画の決定について

## 9. 議事録署名委員

3番 大坂 實 4番 岡山 敬一

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島 徳悦 事務局主査 荒木 浩美

## 11. 書記

事務局副参事 竹内 恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局長 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。  
「こんにちは」、着席願います。  
ただいまから、9月2日に招集通知しました、第6回東北町農業委員会総会を開催致します。  
本総会の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立致しました。  
なお、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。  
本日、2番 竹内 勝子 委員より、会議規則第4条の規定に基づく欠席届出がありましたので、ご報告致します。  
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

(会長挨拶省略)

事務局長 それでは、東北町農業委員会、会議規則第5条により、会長は会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

議長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議長 これより、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告3件、議案4件であります。充分なるご審議をお願いします。  
それでは、議事に入ります。

議長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。  
お諮りします。議長の私から指名する事にご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名することに決定しました。  
議事録署名者には、3番 大坂 實 委員、4番 岡山 敬一 委員を指名致します。なお、書記には、竹内副参事を任命致します。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。  
総会の会期は、本日1日とする事に、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とする事に決定しました。

議長 日程第3 報告第19号 農地の転用事実に関する照会について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開き下さい。  
報告第19号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方  
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの  
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告  
するものです。なお、現地確認は、9月1日、農業委員1名、甲  
地 武彦 委員、及び農地利用最適化推進員1名、鶴ヶ崎 勝也  
推進委員と事務局職員2名により遅滞なく現地調査を行い、現況  
が農地であるか否かを確認しています。  
2ページをお開き下さい。  
(受付番号23・24番、2件朗読説明省略) 以上、2件です。

議長 長 ただいま、事務局より報告第19号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり

議長 長 質疑なしと認め、報告第19号は原案のとおり報告済と致します。

議長 長 日程第4 報告第20号 農地法第3条の3第1項の規定による  
届出書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 3ページをお開き下さい。  
報告第20号、この事について、別紙のとおり農地法第3条の

事務局長 3第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。  
4・5ページの記載内容となります。  
(受付番号24番から32番、9件朗読説明省略)以上、9件です。

議長 ただいま、事務局より報告第20号の朗読及び説明がありましたが、ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第20号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第5 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による  
通知書の受理について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明を願います。

事務局長 6ページをお開き下さい。  
報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。  
7ページをお開き下さい。  
(受付番号8番、1件を朗読説明省略)以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より報告第21号の朗読及び説明がありました。  
ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり

議長 質疑なしと認め、報告第21号は、原案のとおり報告済と致します。

議長 日程第6 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく  
農業委員会の許可について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお開き下さい。

事務局長 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり、(1)所有権移転6件の、許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。  
8ページから10ページの記載内容となります。  
所有権移転6件について説明致します。  
(受付番号31番から36番、6件を朗読説明省略)以上、所有権移転6件です。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり

議長 異議なしと認め、議案第20号は、原案のとおり許可する事に決定しました。

議長 日程第7 議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 11ページをお開き下さい。  
議案第21号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付する為の意見を求めるもので、受付番号1番1件、現地調査が行なわれております。なお、申請箇所的位置等は、13ページから15ページのとおりです。  
(受付番号1番、1件を朗読説明省略)以上、1件です。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。  
これには、現地調査が行われていますので、甲地武彦委員より現地調査の報告をお願いします。

甲地武彦委員 議案第21号の現地調査の報告を致します。  
12ページ、9月1日に鶴ヶ崎 勝也 農地利用最適化推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請者立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。

甲地武彦  
委員 申請地は、東北町役場本庁舎より北北東へ約0.48kmの距離にあり駅前通線が近くを通過しており交通の便が良く、小川原湖クリニック、かみきた薬局、松の湯等の商業店舗に近い場所で都市計画用途地域の商業地域に指定された区域内に位置しています。転用の目的は、賃貸住宅の建築です。現況においては境界が明確であり周辺に被害を及ぼす影響は、無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。以上、報告致します。

議 長 ご苦労様でした。  
ただいま、甲地武彦委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議 長 異議なしと認め、議案第21号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

議 長 日程第8 議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。  
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 16ページをお開き下さい。  
議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付する為の意見を求めるもので、受付番号6番1件、(1)所有権移転1件について、現地調査が行われております。なお、(1)所有権移転申請箇所的位置等は、18ページから20ページのとおりです。  
(受付番号6番、使用貸借権1件、朗読説明省略) 以上、1件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。  
これには、現地調査が行われていますので、甲地武彦委員より現地調査の報告をお願いします。

甲地武彦  
委員 議案第22号の現地調査の報告を致します。  
17ページ、9月1日に鶴ヶ崎 勝也 農地利用最適化推進委員及び事務局と現地へ出向き、申請者(譲受人)の代理人立ち会い



甲地武彦  
委員

のもと現地確認調査を実施しました。  
申請地は、東北町役場分庁舎より東南東へ約1.35kmの距離にあり県道表町甲田線が近くを通過しており交通の便が良く自衛隊公園団地、町総合運動公園に近い場所で、周囲には10ヘクタール以上の畑を中心とした農地が存している地域となっています。  
転用の目的は、車庫・倉庫の建築です。現況においては、境界が明確であり周辺に被害を及ぼす影響は、無いとみられる為、許可相当と判断して参りました。以上、報告致します。

議 長

ご苦労様でした。  
ただいま、甲地武彦委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり

議 長

異議なしと認め、議案第22号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

議 長

日程第9 議案第23号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。  
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長

21ページをお開き下さい。  
議案第23号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。  
22ページをお開き下さい。  
農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。  
23ページをお開き下さい。  
(2) 使用貸借、受付番号50番、1件について説明致します。  
(受付番号50番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。  
24ページをお開き下さい。  
農地売買等事業による(1)所有権の移転、受付番号6番、1件について説明致します。  
(受付番号6番、1件朗読説明省略) 以上、1件です。

議 長 　　ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

（異議なし）の声あり

議 長 　　異議なしと認め、議案第23号は、原案のとおり承認する事に決定しました。

　　以上で、本日の日程は、全部終了致しました。  
　　第6回東北町農業委員会総会を閉会致します。

———— 閉会 午後2時12分 ————